

# 上三川町公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務 及び上三川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂業務委託仕様書

本仕様書は、上三川町（以下、「本町」という。）が行う公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務及び上三川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂業務（以下、「本業務」という。）に、かかる基本事項について定めるものである。

## I 上三川町公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務

### 1 業務名称

上三川町公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務

### 2 業務の目的

2020年10月の政府による「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受けて、各分野で脱炭素化に向けた動きが一層加速している。また、2021年には、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、法の基本理念として「2050年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられた。このような背景のもと、本町では、政府の実行計画に基づき、2030年度までに設置可能な公共施設の50%以上に再生可能エネルギー発電設備等を設置することを目指している。

本業務は、町有公共施設等を対象とした太陽光発電設備等の導入可能性調査を実施し、立地や施設利用状況等を踏まえて業務終了以降に効果的な導入を図るための基礎資料を作成することを目的とする。

また、太陽光発電設備等の導入可能性調査と同時に、特に指定避難所に指定されている施設においては、災害時の事業継続性を目的とした蓄電池設備の導入と非常用電源供給口の確保、さらには町民の環境醸成意識の向上に資する表示設備の導入についても検討する。

### 3 業務委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日まで

### 4 業務の内容

#### (1) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

#### (2) 計画及び地域特性の整理

本町における上位計画と本事業の背景を整理する。また、自然条件、社会条件、経済条件に関する現状を整理して地域資源を把握するとともに、脱炭素社会の実現に向けて解決すべき地域課題を整理する。

#### (3) 対象施設のスクリーニング調査

町有公共施設等における太陽光発電設備等の導入を図るにあたって、施設特性や地域特

性等を踏まえたスクリーニング調査を実施する。

(4) 対象施設の現地調査

(3)のスクリーニング調査結果に基づき、代表的な施設を 15～20 施設程度選定し、太陽光発電設備等導入可能性調査に必要な現地調査を実施する。

現地調査の実施にあたっては、建築及び電気設備、周辺への影響等に関連する実地調査をはじめとして、施設管理者等へのヒアリングや電気利用状況の確認など、太陽光発電設備等の導入計画に必要な調査を行う。

(5) 対象施設の太陽光発電設備等設置可能性調査

(4)の結果より、対象施設における太陽光発電設備等の設置可能な面積や日射量の条件等を整理のうえ、施設毎の電力使用量、電力契約形態、屋根形状や強度および屋根の防水加工の状況、時期、劣化の状況の確認、施設の建替時期など、総合的に判断した上で太陽光発電設備等の設置可能性を評価し、想定される発電量を試算し、計画としてとりまとめる。

併せて、代表的な施設以外についての机上調査結果等を台帳としてとりまとめる。

(6) 地域の経済・社会にもたらす効果等の分析、事業採算性の評価

太陽光発電設備等を導入することによる事業採算性を評価するとともに、地域の経済・社会にもたらす効果等を分析する。

(7) 設置計画の策定

上記(2)から(6)の結果を踏まえて、設置計画として取りまとめる。

その際には、町が導入する方式(単費、リース、PPA、等)として適切な方法を検討し提案すること。

また、年度ごとに必要額を算出するとともに、設置に向けた資金調達方法についても助言すること。

なお、本業務実施により改訂が必要となる「上三川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」については、修正後の目標値や、目標達成に向けた施策内容について、Ⅱ上三川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)改訂業務にて計画に反映させる。

(8) 業務報告書のとりまとめ

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

(9) 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施する。

## 5 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 電子データ(CD-R等) 1式

- ・業務報告書
- ・その他、関連資料

## 6 その他

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、

委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

- (2) 受託者は、上三川町個人情報保護条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。
- (5) 本業務は、環境省補助事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第2号事業）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。
- (6) 屋根上に、太陽光発電設備の設置を検討する際は、現地調査及び建築図面等を基に、既存屋根の耐荷重の確認等、構造上の設置の可否についても確認すること。

## II 上三川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂業務

### 1 業務名称

上三川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂業務

### 2 業務の目的

本業務は当町における地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改訂を行うことを目的とする。なお、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改訂に向けては、令和6年4月に公表された地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルを参照するものとする。

### 3 業務委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日まで

### 4 業務の内容

- (1) 計画の基本的事項の見直し
- (2) 基本的事項の設定の見直し
- (3) 公共施設等の二酸化炭素総排出量の把握
- (4) GHG（温室効果ガス）削減目標の見直し
- (5) 具体的な削減取り組みの見直し
- (6) 計画の推進と点検・評価の見直し
- (7) 実行計画書の改訂

(8) 会議等の運営支援

## 5 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 電子データ（CD-R 等） 1 式
  - ・業務報告書
  - ・その他、関連資料

## 6 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、上三川町個人情報保護条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。
- (5) 本業務は、I 上三川町公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務で得られた情報を確実に反映させるものとする。